

消防団出動体制の一部改正について

分 類	改正前	改正後	出動指令・メール等
車両火災 第一次出動	地元1個分団が出動	<p>出動なし。（館山自動車道の車両火災についても出動なし。）</p> <p>※但し特別な事案（大型バス、多数の車両など）については、別途出動要請を行う。（メールにて通知）</p>	<p>防災行政無線・・・放送はするが、分団名は流さない。</p> <p>メール・・・現行どおり。</p> <p>※メールは通常どおり配信されますが、団員は出動しない。</p> <p>テレガイド・・・現行どおり。</p>
建物火災 第一次出動	指定された複数の分団が出動	<p>通報時に警備会社の通報と判明した場合に限り、出動なし。</p> <p>※但し、署隊が出動途上又は現場到着時に火災と判断した時点で、通常の第一次出動に切り替わる。</p>	<p>防災行政無線・・・放送なし。</p> <p>メール・・・配信なし。</p> <p>テレガイド・・・「調査出動」で流す。</p> <p>※署隊が出動し火災と判断した時点で、通常の建物火災第一次出動に切り替え、現行どおりの防災行政無線の放送及びメールの配信を行い、テレガイドについては「火災出動」で流す。</p>